

# 平成19年度財団法人きょうと京北ふるさと公社事業計画

平成19年4月1日 ～ 平成20年3月31日

## I 今年度の事業計画

第7期目にあたる平成19年度は、過去6期の実績をふまえ、設立目的である優良農地の保全や美しい農山村の景観の維持、都市と農山村の交流活動の推進、中高齢者を中心とした働く場の提供とあわせ、地域の活性化に向け事業を展開します。

今年度は、昨年の理事会及び評議員会でご承認いただいた「経営基本方針」に基づき3年間の中期経営計画を策定し、当公社の組織体制についても見直し、達成すべき目標及び諸施策を定めます。

京北地域は、京都市への編入合併後3年目を迎えますが、地域住民及び行政からも当公社に対する地域の担い手組織としての期待がますます強くなっています。

このようなことを十分に認識し、ふるさと京北の活性化のための事業をより積極的に展開します。

## II 実施事業内容

### 1 公益事業

#### (1) 農地保有合理化事業

- ・本事業の農地の借り受け、貸し付け事業を中心に担い手農家の規模拡大や新規就農者などへの支援活動に取り組みます。
- ・京都市との合併後耕作希望の引き合いが多く、これに的確に対応するため農家からの農地情報等の収集の取り組みを進めます。

#### (2) 農作業受託事業

- ・農業者の高齢化に対応するため耕起、代かき、田植え、稲刈り、除草等の作業を農作業部会を中心に取り組みます。
- ・農作業受託や転作田の管理受託により、優良農地の確保に努めます。
- ・農作業受託部会の部員の高齢化に伴う体制の見直しを進めます。

### (3)都市と農山村交流事業

- ・木工教室や各種イベントの開催により都市住民を京北地域に呼び込むとともに、他地域でのイベント等へ参加し、京北地域のPR活動を積極的に行います。
- ・交流事業を積極的に進めることにより、都市住民から京北地域への定住を促進します。

### (4)公共施設管理事業

#### ①木材需要拡大センター「ウッディー京北」管理受託事業

昨年度より京都市指定管理者の指定を受け、文化の香り高い木と清流の里京北の情報発信基地として、産業、観光のPR活動の積極的な取り組み並びに、木材加工品を中心として、京北地域の特産品の需要拡大の強化を図ります。

なお、今年度からインターネットショッピングに取り組み、「木の香りにつつまれてちょっとひと息、ふれて買える木の館」として京北の林産物の魅力を広く全国にPRします。

#### ②宇津峡公園

昨年度より京都市指定管理者の指定を受け、都市住民との交流拡大施設として、コテージ、オートキャンプ場、デイキャンプ場等の誘客に努め一層の利用拡大を図ります。

なお、今年で開園10周年を迎えることから、地元各組織の協力を得て記念イベントを実施することと合わせて、冬季の誘客のための取り組みを進めます。

### (5)ふるさと振興等調査研究事業

昨年度から取り組みを進めています「農村コミュニティ再生・活性化支援事業」に引き続き取り組むこととするとともに、「(財)きょうと京北ふるさと公社空家情報提供マニュアル」に基づき空家情報の収集・提供と合わせて農地情報を活用することにより都市住民の定住化を促進、地域の活性化を推進します。

また、事業の一環としてインターネットで「田舎ぐらし」や「体験農業」等への希望者を募り、広く事業のPRを行います。

#### (6)地域特産物開発研究事業

- ・地域特産物の開発に力を注いでいる各グループと連携し、新しい地域特産物開発試作に取り組み、試作品をウッディー京北で積極的に取り扱います。
- ・京北産農産物を小学校給食等の食材として納入する等、地産地消の取り組みを進めます。

#### (7)地域担い手確保事業

- ・地域の高齢化や人手不足がますます顕著になる中、田舎の便利屋(人材登録者)による多種多様な作業を受託することにより、地域の要望に応え中高齢者の雇用拡大に寄与します。
- ・行政機関及び地域組織からの作業受託にも積極的に対応し、事業の一層の拡大を図ります。

#### (8)京北ふるさとバス運営事業

- ・道路運送法に基づく過疎地有償運送事業として京都市との連携のもと、地域運送事業として安全運行を基本に京北地域の生活交通の確保のため取り組みます。

## 2 収益事業

### (1)葬祭関連事業

- ・高齢化が一層進行し、家屋様式や住民意識が変化している京北地域の現状に鑑み、文化、風習と今日の生活実態との調和の取れた厳粛な中にも簡素な葬儀が執り行われることを目的に取り組みます。

### (2)コスモスパーク管理運営事業

- ・通称「コスモスパーク」で開催するモータースポーツを通じ、都市住民との交流と地域活性化のため取り組みます。

### (3)スクールバス運行受託事業

- ・京北地域児童生徒の通学及び教育活動のため、京都市教育委員会から委託を受け取り組みます。